

子ども手当財源の地方負担に反対する意見書

平成22年度の子ども手当の概要が明らかになった。政府案においては、平成22年度限りの暫定措置として子ども手当と児童手当との併給方式を採り、児童手当の地方負担が継続して求められることとなった。

このことについては、国と地方の役割分担が明確にされておらず、地域主権の理念をあいまいなものとしている。また、子ども手当の決着に至る過程において、所管する厚生労働省から地方に対して一切の協議・説明がなかったことについては、国による地方軽視として極めて遺憾である。

今後、平成23年度に向け改めて国と地方の役割分担、経費負担のあり方等について、「地域主権戦略会議」等で総合的な子育て支援策も含め検討が行われることとなっている。

よって、国においては、子ども手当の本格的な制度設計に当たっては、国と地方の役割分担のあり方を明確にするとともに、真に実効性のある制度となるよう、次の事項について、格別の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 平成23年度以降の子ども手当は、国の責任として実施すべきであり、全額国庫負担とすること。なお、平成22年度においては、地方の意見を踏まえ市町村に事務負担が生じないように十分配慮すること。
 - 2 平成23年度以降、子ども手当を実施する上での財源確保の展望を示すこと。その際、納税者の理解を十分に得られる内容とすること。
 - 3 子ども手当のような現金の直接給付だけでなく、子育てをしやすい環境整備にも配慮すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月19日

徳島県議会議長 藤 田 豊